

# 国際教養大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

平成17年6月1日  
理事長決定  
規程第43号

(目的)

第1条 この規程は、国際教養大学（以下「大学」という。）におけるハラスメントの防止及びハラスメントの排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、ハラスメントとは、大学の教職員、学生等及び関係者が、相手の意に反する不適切な言動を行い、相手に精神的な面を含めて不利益や損害を与えたり、修学又は就労のための環境を悪化させたりすること等をいう。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 教職員 雇用形態にかかわらず、大学における全ての教員及び職員
- 二 学生等 学生、研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生並びに特別科目等履修生
- 三 関係者 学生等の保護者、関係業者その他大学の教職員が職務上の、又は学生等が修学上の関係を有する者
- 四 課程等 課程、異文化教育センター、図書・情報センター及び事務局

(教職員の責務)

第3条 教職員は、ハラスメントがもたらす影響の重大さを深く認識し、ハラスメントをしないよう各人がその言動に十分注意するとともに、ハラスメントの被害を防止し、大学の構成員として良好な職場及び教育環境の維持並びに確立に努めなければならない。

(監督者等の責務)

第4条 課程等の長その他の教職員を監督し又は学生等を指導する立場にある者（以下「監督者等」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止等を迅速かつ適切に講じなければならない。

- 一 日常の職務遂行又は教育を通じた指導等により、教職員及び学生等に対してハラスメントに関する注意を喚起し、認識を深めさせること。
- 二 教職員及び学生等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が大学に生じることがないように配慮すること。

(学長の責務)

第5条 学長は、大学のハラスメントの防止等について、総理する。

(ハラスメント防止・対策委員会)

第6条 大学は、ハラスメントの防止等の措置を講じるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に対応するため、学内にハラスメント防止・対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 ハラスメントの防止に関する啓発活動に関すること
- 二 ハラスメントに起因する問題が生じた場合に対する調査又は措置に関すること
- 三 その他ハラスメントの防止等に関すること

3 委員会における委員の指名及び委員会の運営に関する事項は、学長が別に定める。

(相談員)

第7条 大学は、教職員、学生等及び関係者からのハラスメントに関する申出及び相談（以下「苦情相談」という。）にあたらせるため、相談員を置く。

2 相談員は、教職員のうちから学長が指名する。

3 相談員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 専任教員 男女各1名
- (2) 専任職員 男女各1名

4 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 相談員が苦情相談を受けた際は、相談の状況経過についてハラスメント防止・対策委員会に報告することとする。

(調査部会)

第8条 ハラスメントに起因する問題が生じた場合、委員会は事案の調査のため調査部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は、当事者及び関係者から事情を聴取するほか、事実関係を明らかにするために適当な方法により調査を行うものとする。

3 部会の構成員は、委員会においてこれを指名する。

(委員会の責務)

第9条 委員会は、相談のあった事案に関して、相談員又は調査部会の報告を踏まえ、また、被害者の意向を考慮して審査を行い、次の各号に定める措置のほか、必要な措置を講じなければならない。

- 一 ハラスメントの当事者の一方から要請があり他方の同意があるときは、話し合いで解決することができるよう、当事者に対して助言又は指導すること
- 二 事態が重大かつ緊急のときは、直接当事者に対して助言若しくは指導又は勧告をすること
- 三 調査部会から調査報告を受けたときは、遅滞なくハラスメント解決のために必要な

措置を審議し、委員会の責任で実施すべき措置は、速やかにこれを実施すること

- 2 委員会は、ハラスメントの事実関係及び必要な措置等を速やかに学長へ報告しなければならない。

(学長の取るべき措置)

第10条 学長は、前条第2項による報告に基づき、教職員にハラスメントの事実があったと確認された場合には、必要に応じ、ハラスメントの行為者及び監督者等に対し、国際教養大学教職員就業規程第8章に規定する懲戒処分等その他の人事管理上の措置を講じるものとする。

- 2 学長は、前条第2項による報告に基づき、大学の学生による加害行為の事実があったと確認した場合には、国際教養大学学則に定めるところにより、その処分を行うものとする。

- 3 学長は、大学としての対応を被害者に知らせるとともに、被害者への救済措置及び加害者への措置を決定した段階で、当事者の名誉及びプライバシー等の人権に十分配慮し、かつ被害者の同意を得た上で、経過及び結果を大学の教職員及び学生に公表しなければならない。

(プライバシーの保護)

第11条 委員会の委員および相談員がその任務を遂行するにあたっては、教職員、学生等及び関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(二次被害の防止)

第12条 学長及び監督者等は、教職員、学生等及び関係者が、ハラスメントに関する苦情相談を行ったこと、当該苦情相談に係る相談員の事実関係の調査に協力したこと等を理由として、これらの者が報復、妨害、その他不利益な取扱いを受けることのないよう、二次被害の防止に努めなければならない。

- 2 前項における二次被害の防止のための措置は、相談員、委員会の委員及び部会の構成員についても適用される。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、学長がこれを定める。

附 則

この規程の制定に伴い、「国際教養大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」(平成16年4月1日制定)は廃止する

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。